

令和元年度 積算基準書の一部改定について（お知らせ）

岡山市の発注に使用する積算基準書の一部改定しましたので、お知らせします。

1 改定する積算基準書

- (1) 令和元年度 土木工事標準積算基準書
- (2) 令和元年度 機械設備積算基準書及び解説
- (3) 令和元年度 港湾請負工事積算基準
- (4) 令和元年度土地改良工事積算基準（土木工事）
- (5) 令和元年度土地改良工事積算基準（施設機械）
- (6) 令和元年版治山林道必携（積算・施工編）

2 改定内容

- (1) 令和元年度土木工事標準積算基準書
 - 1) 施工地域補正の改定
 - 2) 現場管理費率の改定
- (2) 令和元年度機械設備積算基準書及び解説
 - 1) 一般管理費等率（工事及び点検・整備業務）の改定
- (3) 令和元年度港湾請負工事積算基準
 - 1) 現場管理費率の改定
- (4) 令和元年度土地改良工事積算基準（土木工事）
 - 1) 工種区分の改定
 - 2) 施工地域区分及び補正の改定
 - 3) 現場管理費率の改定
- (5) 令和元年度土地改良工事積算基準（施設機械）
 - 1) 施工地域区分の改定
 - 2) 一般管理費等率（工事及び点検・整備業務）の改定
- (6) 令和元年版治山林道必携（積算・施工編）
 - 1) 施工地域補正の改定
 - 2) 現場管理費率の改定

3 適用年月日

単価適用年月が令和2年5月以降の設計書

4 公表方法

- (1) 岡山市役所本庁舎2階 行政事務管理課情報公開室において閲覧してください。

5 その他

同適用年月日より、土木工事標準積算基準書における「土木工事市場単価及び土木工事標準単価」の適用についても変更していますので、下記ページの「土木工事市場単価の適用について」で確認をお願いします。

http://www.city.okayama.jp/zaisei/kanri/kanri_s00007.html

単価適用年月日：令和2年4月1日まで

単価適用年月日：令和2年5月1日以降

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第5表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

- 1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算
 - イ) 施工地域が次表の適用条件に該当する場合は、別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件		対象	補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分			
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	2
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

ロ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 施工地域補正後の共通仮設費率
 施工地域補正後の共通仮設費率 = 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数
 共通仮設費率は、別表第1(第1表～第4表)による。
 なお、施工地域補正後の共通仮設費率は、共通仮設費率(Kr)の端数処理後に補正係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して、第2位とする。

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第5表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

- 1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算
 - イ) 施工地域が次表の適用条件に該当する場合は、別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件		対象	補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分			
市街地(DID補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
市街地(DID補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地(DID補正)	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

単価適用年月日：令和2年4月1日まで

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地 (DID 補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (※)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
市街地 (DID 補正) (2)	市街地 (DID 補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID 補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (D I D地区) 及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

3) その他

- イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1) 及び2) のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。
 ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

- 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。
 (5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。
 1) 別途製作工事で製作し、架設 (据付) のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。
 2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計書作成時における市場価格又は類似品価格とする。
 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料 (基本料金含む) は、積算の対象となる純工事費には含まない。
 (6) 「処分費等」の取扱い
 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。
 1) 処分費 (再資源化施設の受入費を含む)
 2) 上下水道料金
 3) 有料道路利用料

単価適用年月日：令和2年5月1日以降

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地 (DID 補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正)	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (D I D地区) 及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

3) その他

- イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1) 及び2) のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。
 ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

- 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

単価適用年月日：令和2年4月1日まで

別表第2 現場管理費率
第1表

工種区分	対象額	現場管理費率			
		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	A		b		
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11
海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78
道路改良工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98
P C橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66
砂防・地すべり等工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18
電線共同溝工事		60.30	2,406.6	-0.2339	18.89
情報ボックス工事		53.99	1,690.4	-0.2185	18.26

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	現場管理費率			
		700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	A		b		
橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

第3表

工種区分	対象額	現場管理費率			
		200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	A		b		
道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69
河川維持工事		41.92	171.5	-0.0971	28.67

単価適用年月日：令和2年5月1日以降

別表第2 現場管理費率
第1表

工種区分	対象額	現場管理費率			
		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	A		b		
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事		60.36	2,408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事		54.04	1,692.0	-0.2185	18.28

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	現場管理費率			
		700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	A		b		
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	対象額	現場管理費率			
		200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	A		b		
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81

単価適用年月日：令和2年4月1日まで

第4表

工種区分		対象額		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		1,000万円以下		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		下記の率とする		A	b	
共同溝等工事	(1)	49.99	397.3	-0.1286	25.29	
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	
トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66	
下水道工事	(1)	34.44	56.4	-0.0306	29.29	
	(2)	37.59	228.2	-0.1119	20.77	
	(3)	32.26	52.4	-0.0301	27.50	

第5表

工種区分		対象額		3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		3億円以下		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		下記の率とする		A	b	
コンクリートダム		22.90	332.0	-0.1370	15.57	
フィルダム		33.52	184.6	-0.0874	26.21	

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

J_o：現場管理费率 (%)

N_p：純工事費 (円)

A, b：変数値

(注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

単価適用年月日：令和2年5月1日以降

第4表

工種区分		対象額		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		1,000万円以下		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		下記の率とする		A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	

第5表

工種区分		対象額		3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		3億円以下		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		下記の率とする		A	b	
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59	
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24	

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

J_o：現場管理费率 (%)

N_p：純工事費 (円)

A, b：変数値

(注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

単価適用年月日：令和2年4月1日まで

表-1・9 標準設計技術費率

対象額	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		
工種区分	下記の率とする。		A	b	下記の率とする。
水門設備（小形水門設備除く）	3.32		23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22		743.22	-0.3209	0.96
揚排水ポンプ設備	4.47		65.910	-0.1669	2.07
ダム施工機械設備	4.28		13.580	-0.0717	3.07
トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77		47.925	-0.1769	1.23

対象額	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億を超えるもの
	適用区分		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		
工種区分	下記の率とする。		A	b	下記の率とする。
小形水門設備	3.68		350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77		170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62		70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21		43.530	-0.1690	1.72
車両重量計設備、車両計測設備	3.55		25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80		351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34		40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68		350.05	-0.2953	1.24

(3) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 標準設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Seの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

表-1・10 標準一般管理費等率

対象額	標準一般管理費等率
500万円以下	21.78%
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	11.78%

(注) G_1 の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

単価適用年月日：令和2年5月1日以降

表-1・9 標準設計技術費率

対象額	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		
工種区分	下記の率とする。		A	b	下記の率とする。
水門設備（小形水門設備除く）	3.32		23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22		743.22	-0.3209	0.96
揚排水ポンプ設備	4.47		65.910	-0.1669	2.07
ダム施工機械設備	4.28		13.580	-0.0717	3.07
トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77		47.925	-0.1769	1.23

対象額	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億を超えるもの
	適用区分		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		
工種区分	下記の率とする。		A	b	下記の率とする。
小形水門設備	3.68		350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77		170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62		70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21		43.530	-0.1690	1.72
車両重量計設備、車両計測設備	3.55		25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80		351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34		40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68		350.05	-0.2953	1.24

(3) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 標準設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Seの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

表-1・10 標準一般管理費等率

対象額	標準一般管理費等率
500万円以下	27.00%
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	18.76%

(注) G_1 の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

単価適用年月日：令和2年4月1日まで

4-2 一般管理費等

- (1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価) × (一般管理費等率) とする。
 1) 標準一般管理費等率は、表-20・6によるものとする。

表-20・6 標準一般管理費等率（前払金のない場合）

点検・整備原価	標準一般管理費等率
50万円以下	19.37%
50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{ Log } (C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)

(注) Gの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

4-3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

- (1) 旅費、日当、宿泊費は、「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。
 (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
 (3) 間接費は、「4-1 (7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。
 (4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。

4-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

4-5 支給品の取扱い

- (1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。
 (2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次による。
 1) 直接材料は、全額を現場管理費算定の対象とする。
 (3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。

単価適用年月日：令和2年5月1日以降

4-2 一般管理費等

- (1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価) × (一般管理費等率) とする。
 1) 標準一般管理費等率は、表-20・6によるものとする。

表-20・6 標準一般管理費等率（前払金のない場合）

点検・整備原価	標準一般管理費等率
50万円以下	25.55%
50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{ Log } (C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)

(注) Gの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

4-3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

- (1) 旅費、日当、宿泊費は、「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。
 (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
 (3) 間接費は、「4-1 (7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。
 (4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。

4-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

4-5 支給品の取扱い

- (1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。
 (2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次による。
 1) 直接材料は、全額を現場管理費算定の対象とする。
 (3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。



令和元年度 港湾請負工事積算基準 対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																																												
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10	表-③ 現場管理費率	表-③ 現場管理費率																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">適用区分等</th> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <td></td> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">港湾</td> <td style="text-align: center;">浚渫工事</td> <td style="text-align: center;"><u>23.60 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>98.9</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.0909</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14.12 %</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">構造物工事</td> <td style="text-align: center;"><u>24.25 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>48.5</u></td> <td style="text-align: center;">-0.0413</td> <td style="text-align: center;"><u>19.20 %</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		港湾	浚渫工事	<u>23.60 %</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12 %</u>	工事	構造物工事	<u>24.25 %</u>	<u>48.5</u>	-0.0413	<u>19.20 %</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">適用区分等</th> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <td></td> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">港湾</td> <td style="text-align: center;">浚渫工事</td> <td style="text-align: center;"><u>23.71 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>99.2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.0908</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14.19 %</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">構造物工事</td> <td style="text-align: center;"><u>24.36 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>48.7</u></td> <td style="text-align: center;">-0.0413</td> <td style="text-align: center;"><u>19.28 %</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		港湾	浚渫工事	<u>23.71 %</u>	<u>99.2</u>	<u>-0.0908</u>	<u>14.19 %</u>	工事	構造物工事	<u>24.36 %</u>	<u>48.7</u>	-0.0413	<u>19.28 %</u>	土木基準との横並びをはかり改定
	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																									
	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																									
工種区分			a	b																																																											
港湾	浚渫工事	<u>23.60 %</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12 %</u>																																																										
工事	構造物工事	<u>24.25 %</u>	<u>48.5</u>	-0.0413	<u>19.20 %</u>																																																										
対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																										
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																										
工種区分			a	b																																																											
港湾	浚渫工事	<u>23.71 %</u>	<u>99.2</u>	<u>-0.0908</u>	<u>14.19 %</u>																																																										
工事	構造物工事	<u>24.36 %</u>	<u>48.7</u>	-0.0413	<u>19.28 %</u>																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">適用区分等</th> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <td></td> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">海岸</td> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;"><u>27.73 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>113.6</u></td> <td style="text-align: center;">-0.0895</td> <td style="text-align: center;"><u>17.78 %</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		海岸	工事	<u>27.73 %</u>	<u>113.6</u>	-0.0895	<u>17.78 %</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">適用区分等</th> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <td></td> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">海岸</td> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;"><u>27.79 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>113.9</u></td> <td style="text-align: center;">-0.0895</td> <td style="text-align: center;"><u>17.82 %</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		海岸	工事	<u>27.79 %</u>	<u>113.9</u>	-0.0895	<u>17.82 %</u>														
対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																										
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																										
工種区分			a	b																																																											
海岸	工事	<u>27.73 %</u>	<u>113.6</u>	-0.0895	<u>17.78 %</u>																																																										
対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																										
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																										
工種区分			a	b																																																											
海岸	工事	<u>27.79 %</u>	<u>113.9</u>	-0.0895	<u>17.82 %</u>																																																										
<p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値 	<p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値 																																																														

○ 土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後 （令和2年5月1日から適用）	現 行																																												
別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準	別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準																																												
第1～第5 [略]	第1～第5 [略]																																												
第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。	第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。																																												
1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(8) [略] (9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス等の費用 (10)～(21) [略]	1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(8) [略] (9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス、 <u>薪炭</u> 等の費用 (10)～(21) [略]																																												
2. ～4. [略]	2. ～4. [略]																																												
第7～第10 [略]	第7～第10 [略]																																												
別表1 工種区分	別表1 工種区分																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 区 分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td>[削る。]</td> <td>[削る。]</td> </tr> <tr> <td><u>舗 装 工 事</u></td> <td><u>舗装の新設及び修繕工事</u>にあって、次に掲げる工事 <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u></td> </tr> <tr> <td><u>道 路 改 良 工 事</u></td> <td><u>道路改良工事</u>にあって、次に掲げる工事 <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u></td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td><u>排 水 路 工 事</u></td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事</td> </tr> <tr> <td><u>河 川 工 事</u></td> <td><u>河川工事</u>にあって、次に掲げる工事 <u>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u></td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事	[削る。]	[削る。]	<u>舗 装 工 事</u>	<u>舗装の新設及び修繕工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u>	<u>道 路 改 良 工 事</u>	<u>道路改良工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u>	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事	<u>排 水 路 工 事</u>	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事	<u>河 川 工 事</u>	<u>河川工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 区 分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td><u>農 道 工 事</u></td> <td><u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u></td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td><u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u></td> <td><u>普通の河川の改修及びこれに準ずる</u>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事 <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u></td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事	<u>農 道 工 事</u>	<u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事	<u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u>	<u>普通の河川の改修及びこれに準ずる</u> 排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事 <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>	[新設]	[新設]	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
工 種 区 分	工 種 内 容																																												
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事																																												
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事																																												
[削る。]	[削る。]																																												
<u>舗 装 工 事</u>	<u>舗装の新設及び修繕工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u>																																												
<u>道 路 改 良 工 事</u>	<u>道路改良工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u>																																												
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																												
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																												
<u>排 水 路 工 事</u>	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事																																												
<u>河 川 工 事</u>	<u>河川工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>																																												
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。																																												
工 種 区 分	工 種 内 容																																												
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事																																												
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事																																												
<u>農 道 工 事</u>	<u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u>																																												
[新設]	[新設]																																												
[新設]	[新設]																																												
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																												
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																												
<u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u>	<u>普通の河川の改修及びこれに準ずる</u> 排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事 <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>																																												
[新設]	[新設]																																												
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。																																												

畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、 <u>ダム及び橋梁（上部・下部）</u> 等の補修を除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 <u>ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</u>
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事及びダム等の補修を除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

別表2 現場管理費率[略]

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事 [削る。]	31.97% [削る。]	56.6 [削る。]	-0.0383 [削る。]	25.59% [削る。]
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
その他土木工事（１）	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事（２）	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
------	---------	----------------	------------

別表2 現場管理費率[略]

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.43%	241.5	-0.1166	21.55%
農用地造成工事	31.74%	56.2	-0.0383	25.41%
農道工事	34.70%	94.1	-0.0669	23.52%
水路トンネル工事	34.15%	78.5	-0.0558	24.70%
水路工事	44.83%	576.1	-0.1712	16.58%
河川及び排水路工事	32.10%	112.2	-0.0839	19.72%
管水路工事	28.97%	84.4	-0.0717	19.10%
畑かん施設工事	34.02%	168.3	-0.1072	18.25%
コンクリート補修工事	37.11%	192.0	-0.1102	19.57%
その他土木工事（１）	39.63%	216.0	-0.1137	20.47%
その他土木工事（２）	35.83%	105.0	-0.0721	23.57%

(1)-b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
------	---------	----------------	------------

適用区分 工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%

(1)-c [略]

(1)-d

適用区分 工種区分	対象金額 3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
		a	b	
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	22.92%	333.0	-0.1371	15.59%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.2	1
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事以外の工種*	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	4
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事以外の工種*	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
市街地(DID補正) (1)-2	舗装工事以外の工種*	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	6
山間僻地及び離島	全ての工種*	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	1
中山間地域	全ての工種*	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	2

*コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】

適用区分 工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
海岸工事	27.72%	113.6	-0.0895	17.78%

(1)-c [略]

(1)-d

適用区分 工種区分	対象金額 3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
		a	b	
フィルダム工事	33.52%	184.6	-0.0874	26.21%
コンクリートダム工事	22.90%	332.0	-0.1370	15.57%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
一般交通影響有り(1)	[新設]	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	1
一般交通影響有り(2)	[新設]	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正)	[新設]	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	[新設]	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

*コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

[新設]

注³⁾ [略]

別表 4 一般管理費等率 [略]

注²⁾ [略]

別表 4 一般管理費等率 [略]

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日12農振第1680号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後（令和2年5月1日から適用）					現 行								
別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準					別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準								
第1～第3 [略]					第1～第3 [略]								
別表1 [略]					別表1 [略]								
別表2 共通仮設費率 1-(1)					別表2 共通仮設費率 1-(1)								
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				下記の率とする。	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
			a	b						a			b
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%				
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%				
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	<u>農道工事</u>	<u>14.95%</u>	<u>112.8</u>	<u>-0.1355</u>	<u>6.80%</u>				
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%				
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%				
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	<u>河川及び排水路工事</u>	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%				
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%				
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%				
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%				
その他土木工事（1）	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事（1）	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%				
その他土木工事（2）	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	その他土木工事（2）	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%				
1-(2)					1-(2)								
工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				下記の率とする。	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
			a	b						a			b
<u>河川工事</u>	<u>12.53%</u>	<u>238.6</u>	<u>-0.1888</u>	<u>4.77%</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]				
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%				
<u>道路改良工事</u>	<u>12.78%</u>	<u>57.0</u>	<u>-0.0958</u>	<u>7.83%</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]				
<u>舗装工事</u>	<u>17.09%</u>	<u>435.1</u>	<u>-0.2074</u>	<u>5.92%</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]				

1-(3)・1-(4) [略]

2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件		対象	補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分			
<u>一般交通影響有り (1)-1</u>	<u>舗装工事</u>	<u>舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上</u> の車道において、 <u>車線変更を促す規制を行う場合。</u> <u>ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</u>	1.4	1
<u>一般交通影響有り (2)-1</u>	<u>舗装工事</u>	<u>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</u>		
<u>市街地(DID補正) (1)-1</u>	<u>舗装工事</u>	<u>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</u>		
一般交通影響有り (1)-2	<u>舗装工事以外の工種*</u>	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、 <u>車線変更を促す規制を行う場合。</u> <u>ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</u>	1.3	2
一般交通影響有り (2)-2	<u>舗装工事以外の工種*</u>	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</u>	1.2	3
市街地(DID補正) (1)-2	<u>舗装工事以外の工種*</u>	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	<u>全ての工種*</u>	人事院規則における <u>特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</u>	1.3	5
<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種*</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</u>	1.1	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。
[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikai/setsumei.html]

注3) [略]

1-(3)・1-(4) [略]

2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	[新設]	対象		
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]		
[新設]	[新設]	[新設]		
一般交通影響有り (1)	[新設]	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、 <u>車線変更を促す規制を行う場合。</u> <u>ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</u>	1.3	1
一般交通影響有り (2)	[新設]	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</u>	1.2	2
市街地(DID補正)	[新設]	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	[新設]	人事院規則における <u>特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</u>	1.3	4
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

[新設]

注2) [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改正後 (令和2年5月1日から適用)	現 行																																																																		
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)																																																																		
第1・第2 [略] 第3 施設機械設備工事 1・2 [略] 3 請負工事費の積算 3-1 製作工事原価 [略] 3-2 据付工事原価 1) 直接工事費 [略] 2) 間接工事費 (1) 共通仮設費 イ～ヘ [略] ト 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正 a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。	第1・第2 [略] 第3 施設機械設備工事 1・2 [略] 3 請負工事費の積算 3-1 製作工事原価 [略] 3-2 据付工事原価 1) 直接工事費 [略] 2) 間接工事費 (1) 共通仮設費 イ～ヘ [略] ト 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正 a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。																																																																		
地域補正の適用	地域補正の適用																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><u>中山間地域</u></td> <td><u>全ての工種(注1)</u></td> <td><u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u></td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種(注1)</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.1	5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
適用条件			補正 係数			適用 優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																																																															
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																																															
<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種(注1)</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.1	5																																																															
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																															
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																																																															
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																																															
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																															
(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 (注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及び、これに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が	(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 (注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及び、これに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が																																																																		

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後（令和2年5月1日から適用）	現 行																																																																		
<p>4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>[削る。]</p> <p><u>中山間地域</u>：中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】</p> <p>[削る。]</p> <p>b～c [略]</p> <p>(2) 現場管理費 イ～ヘ[略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p><u>山間僻地及び離島</u>：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及び、これに準ずる地区をいう。</p> <p><u>地 方 部</u>：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>b～c [略]</p> <p>(2) 現場管理費 イ～ヘ[略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>																																																																		
<p>地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><u>中山間地域</u></td> <td><u>全ての工種（注1）</u></td> <td><u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2	市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種（注1）</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.0	5	<p>地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2	市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
適用条件			補正 係数			適用 優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2																																																															
市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																																															
<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種（注1）</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.0	5																																																															
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																															
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2																																																															
市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																																															
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																															
<p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及び、これに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>[削る。]</p>	<p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及び、これに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p><u>山間僻地及び離島</u>：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及び、これに準ずる地区をいう。</p>																																																																		

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後 (令和2年5月1日から適用)	現 行																
<p style="color: red;">中山間地域：中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】</p> <p>[削る。] b・c [略] (3) 据付間接費 [略]</p> <p>3-3 設計技術費 [略]</p> <p>3-4 一般管理費等 1) 一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。 2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)×(機器単体費補正係数) (1)～(4) [略]</p> <p>3-5～3-11 [略]</p> <p>表-3・1～表-3・8 [略]</p> <p>表-3・9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象 額</th> <th style="text-align: center;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center; color: red;">27.00%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円を超え 30億円以下</td> <td style="text-align: center;"> $G_1 = -2.9648 \log(C_1) + 46.862$ ただし G₁: 標準一般管理費等率(%) C₁: 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center; color: red;">18.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G₁の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表-3・10・表-3・11 [略]</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	27.00%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \log(C_1) + 46.862$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	18.76%	<p style="color: red;">地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>b・c [略] (3) 据付間接費 [略]</p> <p>3-3 設計技術費 [略]</p> <p>3-4 一般管理費等 1) 一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。 2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 3) 一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)×(機器単体費補正係数) (1)～(4) [略]</p> <p>3-5～3-11 [略]</p> <p>表-3・1～表-3・8 [略]</p> <p>表-3・9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象 額</th> <th style="text-align: center;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center; color: red;">21.78%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円を超え 30億円以下</td> <td style="text-align: center;"> $G_1 = -3.5981 \log(C_1) + 45.883$ ただし G₁: 標準一般管理費等率(%) C₁: 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center; color: red;">11.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G₁の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表-3・10・表-3・11 [略]</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	21.78%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \log(C_1) + 45.883$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	11.78%
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																
500万円以下	27.00%																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \log(C_1) + 46.862$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	18.76%																
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																
500万円以下	21.78%																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \log(C_1) + 45.883$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	11.78%																

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後 (令和2年5月1日から適用)	現 行
<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 請負工事費の構成 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価 [略]</p> <p>2-2 架設工事原価</p> <p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)に準ずる。</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。</p> <p>2-3 ~ 2-4 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 工場製作原価 [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、<u>実情に応じた率を計上する。</u></p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、<u>実情に応じた率を計上する。</u></p> <p>3-3 ~ 3-7 [略]</p>	<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 請負工事費の構成 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価 [略]</p> <p>2-2 架設工事原価</p> <p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)に準ずる。</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。</p> <p>2-3 ~ 2-4 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 工場製作原価 [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</u></p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</u></p> <p>3-3 ~ 3-7 [略]</p>

施設機械設備点検・整備積算基準の制定について (平成26年3月24日付け25農振第2140号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部について改正)

改 正 後 (令和2年5月1日から適用)	現 行												
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機械設備点検・整備積算基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 点検・整備費の積算</p> <p>点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>1 点検・整備原価 [略]</p> <p>2 一般管理費等</p> <p>1) 一般管理費等の積算は(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>(1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>表-1・6 標準一般管理費等率(前払金の無い場合)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検・整備原価</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>25.55%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">G=<u>-0.7402</u> log C+<u>29.76</u> ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(単位:円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3～6 [略]</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	<u>25.55%</u>	50万円を超えるもの	G= <u>-0.7402</u> log C+ <u>29.76</u> ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(単位:円)	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機械設備点検・整備積算基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 点検・整備費の積算</p> <p>点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>1 点検・整備原価 [略]</p> <p>2 一般管理費等</p> <p>1) 一般管理費等の積算は(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>(1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>表-1・6 標準一般管理費等率(前払金の無い場合)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検・整備原価</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>19.37%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">G=<u>-1.998</u> log C+<u>30.76</u> ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(単位:円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3～6 [略]</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	<u>19.37%</u>	50万円を超えるもの	G= <u>-1.998</u> log C+ <u>30.76</u> ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(単位:円)
点検・整備原価	標準一般管理費等率												
50万円以下	<u>25.55%</u>												
50万円を超えるもの	G= <u>-0.7402</u> log C+ <u>29.76</u> ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(単位:円)												
点検・整備原価	標準一般管理費等率												
50万円以下	<u>19.37%</u>												
50万円を超えるもの	G= <u>-1.998</u> log C+ <u>30.76</u> ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(単位:円)												

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日 : R 2 . 5 . 1 ~

単価適用年月日 : ~ R 2 . 4 . 1

表6-6 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件		補正係数	適用優先
		対象			
大都市(1)	舗装工事 道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		2.0	1
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事のみ対象とする。		1.5	2
	舗装工事				
	道路維持工事				
市街地(DID補正)(1)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			
一般交通影響有り(1)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.4	3
一般交通影響有り(2)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
市街地(DID補正)(2)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.3	4
一般交通影響有り(3)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.3	5
一般交通影響有り(4)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.2	6
市街地(DID補正)(3)	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.2	7
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.3	8

(注) (略)

P 2 6



表6-6 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件		補正係数	適用優先
		対象			
大都市(1)	舗装工事 道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		2.0	1
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事のみ対象とする。		1.5	2
	舗装工事				
	道路維持工事				
(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)			
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.3	3
一般交通影響有り(1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.3	4
一般交通影響有り(2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.2	5
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.3	7

(注) (略)

P 2 6

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日 : R2. 5. 1 ~

単価適用年月日 : ~ R2. 4. 1

(削る)

P 2 7



P 2 7

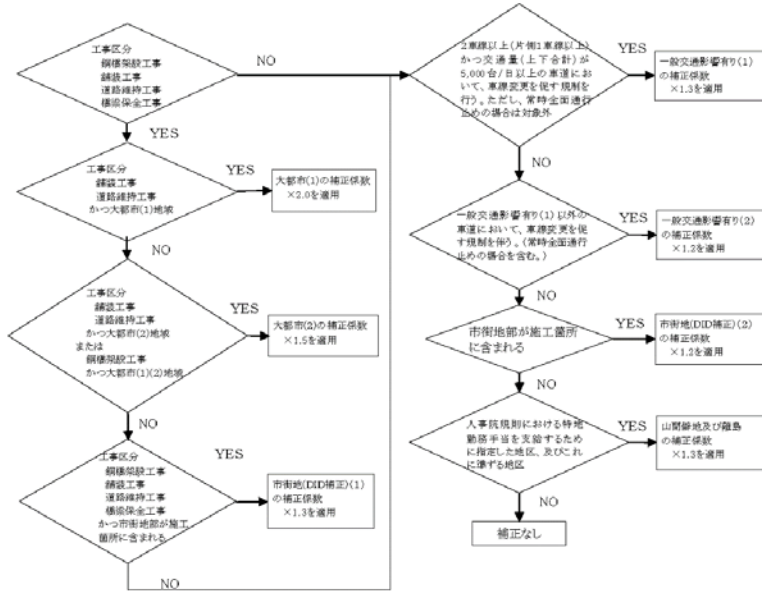


図-1 地域補正の適用フロー

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日 : R 2 . 5 . 1 ~

単価適用年月日 : ~ R 2 . 4 . 1

イ 現場管理費
(ア) (略)
(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18（第1表から第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。
現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率 (Jo)
なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表によるものとする。
ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種別現場管理費率
第1表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする (%)	700万円を超え10億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.96
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
治山・地すべり工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
森林整備	42.63	387.3	-0.1400	21.28
道路工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28

第2表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする (%)	700万円を超え3億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		3億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

純工事費 適用区分 工種区分	200万円以下 下記の率とする (%)	200万円を超え1億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		1億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81

P 4 8



P 4 9

イ 現場管理費
(ア) (略)
(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18（第1表から第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。
現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率 (Jo)
なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表によるものとする。
ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種別現場管理費率
第1表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする (%)	700万円を超え10億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
河川工事	43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事	42.50	457.7	-0.1508	20.11
治山・地すべり工事	45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
海岸工事	27.72	113.6	-0.0895	17.78
森林整備	42.43	385.5	-0.1400	21.18
道路工事	33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事	48.12	302.3	-0.1166	26.98
P C橋工事	30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事	40.32	667.7	-0.1781	16.66
公園工事	42.43	385.5	-0.1400	21.18

第2表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする (%)	700万円を超え3億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		3億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

第3表

純工事費 適用区分 工種区分	200万円以下 下記の率とする (%)	200万円を超え1億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		1億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	59.78	628.9	-0.1622	31.69

P 4 8

P 4 9

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日 : R2.5.1 ~

単価適用年月日 : ~ R2.4.1

第4表

工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする (%)	1000万円を超え20億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
トンネル工事	44.97	220.0	-0.0985	26.69

(注) (略)

P 4 9



第4表

工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする (%)	1000万円を超え20億円以下 (注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする (%)
		A	b	
トンネル工事	44.93	219.8	-0.0985	26.66

(注)1. 現場管理費率(Jo)の算定式

P 4 9

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日 : R 2 . 5 . 1 ~

単価適用年月日 : ~ R 2 . 4 . 1

- (ウ) 現場管理費率の補正
- a (略)
- b 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正
 - (a) (略)

表 6-21 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件		補正係数	適用優先
		対象			
大都市 (1)・(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.2	1
	舗装工事				
	道路維持工事				
市街地 (DID 補正) (1)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			
一般交通影響有り (1)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.2	2
一般交通影響有り (2)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
市街地 (DID 補正) (2)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.1	3
一般交通影響有り (3)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.1	4
一般交通影響有り (4)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(3)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.1	5
(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	(削る)
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.0	6

(注) (略)

- (ウ) 現場管理費率の補正
- a (略)
- b 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正
 - (a) (略)

表 6-21 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件		補正係数	適用優先
		対象			
大都市 (1)・(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.2	1
	舗装工事				
	道路維持工事				
(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
市街地 (DID 補正) (1)	鋼橋架設工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.1	2
一般交通影響有り (1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.1	3
一般交通影響有り (2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.1	4
市街地 (DID 補正) (1) 以外	市街地 (DID 補正) (1) 以外	市街地 (DID 補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.0	6

(注) (略)

P 5 1



P 5 1

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日 : R2.5.1 ~

単価適用年月日 : ~ R2.4.1

(削る)

P 5 2



P 5 2

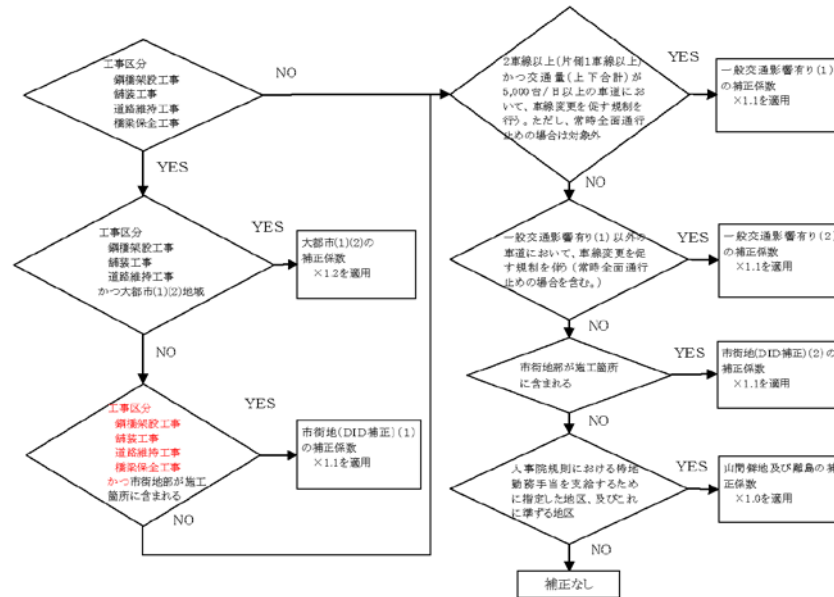


図-2 現場管理費補正のフロー